

資 料 編

資料1 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成八年十月八日鳥取県条例第十九号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第九条—第二十五条）

第三章 地球環境保全への取組（第二十六条）

第四章 鳥取県環境審議会（第二十七条—第三十六条）

附則

私たち鳥取県民は、名峰大山に連なる緑の山並みと白砂青松の変化に富む山陰海岸に囲まれ、四季の彩り豊かな美しい県土で生活を営み、個性ある産業や文化をはぐくんできた。

しかしながら、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、自然の生態系や身近な生活環境へ大きな影響を及ぼし、人類の生存基盤である地球環境を損なうまでになっている。

すべての県民は、健全で恵み豊かな環境の中で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を保全し、より快適な環境を創造しながら、将来の世代に継承していく責務を有している。

このため、私たち鳥取県民は、人間の営みである社会経済活動が環境に様々な影響を与えていることを認識し、地方公共団体・事業者・県民が一体となって、鳥取県の環境を保全し、より快適な環境を創造していくことに積極的に取り組まなければならない。

ここに、私たちは、現在及び将来の鳥取県民が、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことができるよう、人と自然が共生する鳥取県を目指して、県民生活の基盤となるより良い環境を保全し、創造するとともに、将来の世代へ継承することを決意して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環

境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう（基本理念）

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、持続的な発展が可能な社会が実現されるように、環境を保全する行動及びより快適な環境を創造する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における着実な取組と国際協力により積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、次に掲げる事項を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 野生生物の種の保存及び多様な生態系の保護が図られること。

四 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

五 地域の優れた景観が保持され、及び形成されること。

六 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正処理が促進されること。

七 地球環境保全への取組が推進されること。

八 その他環境の保全及び創造に関し知事が必要と認める事項

2 県は、環境の保全及び創造を図る上で、地域住民に最もかかわりのある市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造のための施策について、助言 情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策と相まって、その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境白書の作成)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした環境白書を作成し、これを県議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の環境白書を、毎年、公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第九条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する目標
- 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、鳥取県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十一条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十二条 県は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第十三条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十四条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全のための公共的施設の整備及び河川、湖沼の水質の浄化その他の環境の保全のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが触れ合う快適な環境の創造)

第十五条 県は、人と自然とが触れ合う快適な環境を創造するため、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に必要な措置を講ずるものと

する。

(地域の特性を生かした快適な環境の創造)

第十六条 県は、前条に規定するものほか、優れた景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的資源を活用した環境その他の地域の特性を生かした快適な環境を創造するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用等)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(廃棄物対策の促進)

第十八条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県、市町村、事業者及び県民が協力して廃棄物の減量化及び適正な処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第十九条 県は環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動の意欲を高めるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境教育及び環境学習の推進並びに前条の民間団体等の自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第二十二条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の適正な保全、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十三条 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第二十四条 県は、市町村、事業者及び県民と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第二十五条 県は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という）と協力して、その推進に努めるものとする。

第三章 地球環境保全への取組

(地球環境保全への取組)

第二十六条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

2 県は、国等及びその他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する調査及び研究、情報の提供、技術の活用等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第四章 鳥取県環境審議会

(所掌事務)

第二十七条 鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境基本計画に関し、第九条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第二十八条 審議会は、委員二十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 県議会議員
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員

3 前項第三号に掲げる者のうちから任命される委員には、県の区域を管轄区域とする地方農政局、通商産業局及び地方建設局その他必要と認められる国の地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員を含まなければならない。

(任期)

第二十九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第三十条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第三十一条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三十二条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第三十三条 審議会は、その定めるところにより 部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第三十四条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第三十五条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料2 平成8年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境政策課

(単位 千円)

事業名	8年度予算	備考
(目) 環境保全費	119,121	
環境保全行政費	8,518	環境保全推進費 5,968 審議会等開催費 2,550
大気汚染防止対策費	14,001	ばい煙調査費 3,297 環境汚染物質調査費 6,339 汚染物質排出量調査費 219 自動車排出ガス汚染調査費 1,411 第8回「星空の街・あおぞらの街」全国大会開催費 2,735
水質汚濁防止対策費	41,414	公共用水域等水質調査費 32,372 事業場排水調査指導費 6,466 ゴルフ場周辺水質調査指導事業費 2,576
湖山池水質浄化対策推進費	1,303	
中海湖沼水質保全計画推進費	6,318	
水質浄化対策推進費	1,737	
水環境調査研究推進事業費	999	
騒音防止対策費	980	
振動防止対策費	767	
悪臭防止対策費	2,072	
地盤沈下防止対策費	0	
環境影響評価推進費	3,923	
海水浴場整備促進指導費	225	
ウラン残土堆積場環境調査費	9,059	
「ローカルアジェンダ21」策定事業費	5,985	
地球にやさしい地域環境づくり推進事業費	14,498	
環境教育推進事業費	2,384	
生活排水対策推進事業費	4,938	
合計	119,121	

◎ 廃棄物対策課

(単位 千円)

事業名	8年度予算	備考
(目) 環境保全費	118,479	
合併浄化槽設置推進	52,591	
一般廃棄物処理指導費	6,573	
浄化槽指導費	2,838	
環境美化対策推進事業費	6,301	
一般廃棄物減量化・再生利用推進事	7,550	
産業廃棄物処理計画策定費	3,568	
産業廃棄物処理指導費	20,396	
廃棄物不法投棄防止対策推進事業費	13,318	
公共関与処分場安全確保対策事業費	5,344	
合計	118,479	

◎ 景観自然課

(単位 千円)

事業名	8年度予算	備考
(目) 環境保全費	1,346,398	
自然保護行政費	7,716	自然保護行政費 3,116 自然環境保全基礎調査 2,800 オオタカ生息実態調査 1,800
自然保護対策費	25,705	自然保護用地管理費 1,063 大山頂上保全対策事業 10,340 鳥取砂丘景観管理事業 14,302
保全地域調査及び管理費	1,308	自然環境保全地域調査及び保全管理 1,308
公園調査及び管理費	23,948	公園調査指導費 325 国立公園管理費 17,795 (国立公園清掃活動費補助金) (6,400) 国定公園施設管理費 624 自然歩道施設管理費 5,204
公園等施設整備事業費	201,000	自然公園等整備費 172,000 自然公園整備事業費補助金 20,000 県立公園施設整備事業費補助金 9,000
水ノ山ふれあいの里整備事業費	1,067,970	自然ふれあい館整備費 562,370 周辺野外施設整備費 505,600
自然環境保全審議会費	2,535	自然保護部会費 1,163 温泉部会費 1,372
温泉振興対策費	3,982	温泉調査指導監督費 3,982
自然保護思想普及啓発事業費	6,236	ふるさとの自然観察会事業 2,008 親子自然体験事業 922 自然観察指導員設置事業 2,556 中国自然歩道利用促進事業 750
自然科学館管理運営費	5,998	大山自然科学館管理運営費 1,655 山陰海岸自然科学館管理運営費 4,103 大山自然科学館備品 240
合 計	1,346,398	

() は内書

資料3 市町村の環境保全行政機構

市町村名	環境保全行政担当部・課名	環境審議会設置	電話番号(代表)
鳥取市	生活環境部環境課	○昭和47. 10. 13	(0857)22-8111
米子市	市民環境部環境課	○平成6 8 11	(0859)22-7111
倉吉市	生活環境部環境課	○" 6 8 1	(0858)22-8111
境港市	環境部環境対策課	○" 6 9 30	(0859)44-2111
国府町	健康対策課	○" 3 7 4	(0857)22-0111
岩美町	生活環境課		(0857)73-1411
福部村	福祉保健課		(0857)75-2111
郡家町	福祉課		(0858)76-0205
船岡町	町民課	○" 6 4. 1	(0858)72-0044
河原町	健康対策課	○" 6 12. 22	(0858)76-3111
八東町	ふれあ果課	○" 6 10. 1	(0858)84-2111
若桜町	町民課	○" 7 7 11	(0858)82-1111
用瀬町	地域振興課		(0858)87-2111
佐治村	民生課		(0858)88-0211
智頭町	福祉課	○" 8 9 26	(0858)75-3111
気高町	町民福祉課	○平成6 7 1	(0857)82-0011
鹿野町	健康福祉課		(0857)84-2431
青谷町	町民課	○平成4 5 20	(0857)85-0011
羽合町	町民課	○" 6 11. 11	(0858)35-3111
泊村	住民課	○" 7 7 1	(0858)34-3111
東郷町	町民課	○" 6 9 30	(0858)32-1111
三朝町	観光国際課	○" 6 10. 1	(0858)43-1111
関金町	町民課	○平成6 10. 1	(0858)45-2111
北条町	町民課	○" 6 10. 1	(0858)36-3111
大栄町	保健課	○" 6 10. 1	(0858)37-3111
東伯町	町民生活課	○" 6 10. 1	(0858)52-2111
赤碓町	町民課	○" 6 10. 3	(0858)55-0111
西伯町	町民課	○" 48. 3 24	(0859)66-3111
会見町	建設課	○平成3 6 29	(0859)64-2211
岸本町	町民課		(0859)68-3111
日吉津村	住民課	○平成7. 3 28	(0859)27-0211
淀江町	企画調整課	○昭和47. 7 1	(0859)56-3111
大山町	企画課	○" 48. 4 1	(0859)53-3311
名和町	環境整備課	○平成7 4 1	(0859)54-3111
中山町	福祉保健課		(0858)58-2111
日南町	企画課		(0859)82-1111
日野町	環境整備課		(0859)72-0331
江府町	環境整備課		(0859)75-2211
溝口町	町民課		(0859)62-0711
	環境整備課		

資料4 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和47 10 13	47 10 13
米子市環境保全条例	47 6 28	47 7 1
倉吉市公害防止条例	48 9 13	49 1 1
境港市公害防止条例	48 12 24	49 6 1
大栄町環境保全条例	48 12 14	49 1 1
大山町環境保全条例	48 7 2	48 7 2
赤碕町環境保全条例	49 3 30	49 3 30
東伯町環境保全条例	54 10 1	54 10 1
三朝町環境保全条例	54 3 27	54 9 27
西伯町環境保全条例	49 3 23	49 3 23
岩美町環境保全に関する条例	60 3 22	60 3 22
日吉津村環境保全に関する条例	60 11 15	60 11 16
岩美町水道水源保護条例	H 2 3 30	H 2 3 30
淀江町公害防止条例	2 7 26	2 7 26
国府町環境保全条例	3 3 30	3 4 1
中山町環境保全条例	4 3 24	4 3 24
青谷町環境保全条例	4 5 18	4 5 20
会見町公害防止条例	4 10 1	5 4 1
名和町環境保全条例	7 3 22	7 4 1
関金町環境保全条例	6 10 1	6 10 1
羽合町環境保全条例	6 . 10 . 1	6 . 10 . 1
東郷町環境保全条例	6 9 30	6 10 1

資料5 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村等	締結企業(工場)等			
鳥取市	トステム鳥取(株)	金属製品	S48.12.28	工業団地進出企業との協定
	鳥取旭工業(株)	〃	50.12.29	
	太洋住研ホーロー(株)	〃		
	(株)山陰カラー総合現像所	写真現像	〃	
	(株)アサヒメッキ	金属製品	〃	
	協同組合鳥取鉄工センター他8社	金属製品等	51.7.26	
	(協)鳥取菓子工業センター他3社	食品製造	52.9.10	
	三洋製紙(株)	製紙	〃	
	鳥取三洋電機(株)	電機製品	51.4.1	
	鳥取ダイヤモンド電機(株)	〃	57.9.8	
	大同端子製造(株)	〃	〃	
	丸栄金属製作所	機械製品	〃	
	(株)サンライズ	食品製造	63.7.1	
	リコーマイクロエレクトロニクス(株)	電気製品	63.8.1	
	(株)スイデン	電気器具	H27.10	
	ユニオンケミカー(株)鳥取工場	その他製品製造	3.3.27	
	加藤金属興業(株)	金属製品	4.12.9	
(株)正光	〃	6.4.18		
住民	鳥取県	工業試験場汚水処理施設	S52.1.10	市立会
米子市				
住民	米子市	清掃工場建設	S52.8.19	市議会立会
〃	アスファルト合材(株)	アスファルトプラント	56.10.20	市立会
〃	日建工業(株)	宅地開発	61.5.9	〃
〃	日清ハム(株)	食品加工業	61.11.15	
倉吉市				
	日本チップ工業(株)	製材業	S47.2.16	住民立会
	(株)明治機械製作所	機械・器具製造業	47.7.20	〃
	関金生コン(株)	生コンプラント	48.2.14	〃
	東伯町長他	清掃工場建設	48.10.22	
	倉吉市農業協同組合	畜産業	49.9.27	
	(株)倉吉インターヒルズゴルフクラブ	ゴルフ場	H3.6.10	
	白山環境開発(株)	最終処分場	元.11.24	県立会
住民	打吹建設(株)	建設業	S47.11.8	市立会
〃	神鋼機器工業(株)	機械	50.2.21	〃
	中部広域行政管理組合	し尿処理場	H3.12.26	市立会
	大川塵清掃	産業廃棄物処理業	4.7.6	〃
住民	中部広域行政管理組合	一般廃棄物処理施設	8.3.29	〃

公害防止協議会

締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村等	締結企業（工場）等			
境港市	日本石油(株) (有)錦海化成 三光(株)	石油 魚腸骨処理場 産業廃棄物処理業	S49.9.20 H元.2.16 4.7.14	
国府町	鳥取協同畜産(株)	畜産	S63.7.25	
岩美町	三洋エクセル(株) (有)鳥取ダンレックス	一次電池製造業 中間処理施設	S58.5.7 H3.8.27	住民立会 県立会
郡家町	山根金属工業(株) (有)ウェルド	金属製品 "	H2.11.17 3.2.2	
河原町	鳥取八木電子(株) 日光電子工業(有)	電気製品製造 "	S48.10.19 49.10.29	
八東町	山本和正 昭和樹脂化工(株) 朝倉 ← 勲 八東町農業協同組合	畜産 化学製品 畜産 "	S49.1.14 51.7.30 51.12.8 53.4.15	
智頭町 "	(株)楽粹 (株)ツルミプラ	食品製造業 化学製品	S63.6.10 63.11.24	県立会
青谷町	岸本三光堂 鈴与トラックステーション(株) ユーシー産業(株)	事務用紙製品 石油 各種樹脂製品	H3.3.27 5.6.18 8.4.1	
気高町 住民	旭国際開発(株) (株)プスサービス	ゴルフ場 産業廃棄物中間処理	H6.12.20 H7.8.21	町立会 住民立会
羽合町	倉吉魚市場(株) 鳥取県	水産食料品 天神川流域・下水道 終末処理場設置	S47.6.1 51.5.1	
泊村	富士西産業(株) 日本海生コン株式会社 八幡生コン株式会社 東郷町	食料品製造 生コンプファント " 排水処理施設	S48.10.19 H4.8.25 4.8.25 7.9.18	住民立会 " " "
三朝町	鳥取県中部森林組合 中部砂利生産協同組合 田栗信稔 川本仁志 広田正和 小椋興業(有) 三朝町農業協同組合 山本宏志 (有)磯江商事 (有)工房鋳業	木材・木製品 土石 畜産 " 土石 " 給油所 畜産 真砂土採取 真砂土採取	S57.10.14 58.5.2 60.5.15 60.8.13 60.10.11 61.5.7 H2.7.6 2.7.6 4.12.8 8.12.6	住民立会 住民立会

締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村等	締結企業(工場)等			
関金町	日本海環境(有)	産業廃棄物処理	H7.4.12	県立会
北条町	山陰自動車整備工業(株)	車 輛 整 備	S50.9.20	住民立会
	中部建設協同組合	土 石	50.6.28	〃
	三陽合織(株)	紡 績	53.10.5	〃
	前川菊次	農 産 物 処 理	52.6.13	〃
	北条町農業協同組合	ライスセンター	52.3.19	〃
	中部舗装(株)	アスファルトプラント	54.10.31	〃
	北条町農業協同組合	畜 産	56.6.15	〃
	県中央自動車協同組合	車 輛 整 備	56.8.20	〃
	相模ハム(株)	食 品 加 工 業	59.9.1	〃
	(有)北条リョーコーアパレル	衣料品製造加工販売	63.1.26	〃
北条町	鳥取県農業協同組合連合会	住 宅 団 地	H5.5.24	
	(有)吉村オートサービス	車 輛 整 備	H7.1.9	
大栄町	(株)河鶴	食 料 品 製 造	S51.11.17	(大根つけもの)
	大栄町農業協同組合	木 材 木 製 品	52.12.20	(バーグ粉碎)
	東伯町農業協同組合	畜 産	55.2.25	
	鳥取サンシャインセンター	ク リ ー ニ ン グ	50.4.11	
	新興螺子(株)	機 械 部 品 製 造	55.5.30	
	(有)岡崎種鶏場	畜 産	59.5.11	
	中原健治	〃	63.12.21	
	梅窪広信	〃	H元.11.14	
	白山環境開発(株)	最 終 処 分 場	元.11.24	知事立会
	鳥取県環境保全事業協同組合	〃	5.2.8	
	大栄町農業協同組合	ライスセンター	S52.11.11	町立会
	住 民 扶桑木材(株)	建 材	47.1.20	〃
	〃 大栄町農業協同組合堆肥センター	肥 料	56.10.3	〃
	〃 〃 ←〃	〃	57.12.13	〃
〃 〃 〃	〃	58.7.27	〃	
〃 新木木工(株)	木 材 木 製 品	H3.8.26	〃	
〃 小椋スレート工場	窯 業 ・ 土 石	3.12.5	〃	
赤碕町	富士西産業(株)	食 料 品 製 造	S48.10.28	県立会
	赤碕町農業協同組合	農 産 物 加 工	51.12.15	〃
	赤碕町生コン(株)	生 コ ン プ ラ ン ト	49.12.27	住民立会
	上野水産(株)	水 産 食 料 品	49.1.22	
	赤碕町農業協同組合	ライスセンター	53.12.7	
	鳥取県農業協同組合連合会	家 畜 市 場	H4.11.25	住民立会
東伯町	東伯町農業協同組合	畜 産	S53.8.21	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 (工 場) 等			
東 伯 町	下伊勢畜産団地組合	畜 産	S 53. 2 .20	住民立会
	川本正一郎	"	61.10. 3	
	東伯町農業協同組合	"	61.12. 5	
	"	"	"	覚 書
	"	"	62. 7 .27	同意書
	"	"	63. 5 .26	
	近 藤 弘	牛 舎	63. 5 .26	
	小 前 孝 夫	"	"	
	三 島 英 幸	"	"	
	池 山 敏 明	"	"	
	西 本 和 昭	"	"	
	東伯町農業協同組合	畜 産	58. 6 .15	住民立会
	"	"	58.12. 7	"
	"	"	58.12.16	"
	"	"	60. 3 6	"
	"	"	H 2 5 14	"
	"	"	4 5 .11	確約書
	生田孝信	"	4 9 .30	"
	東伯町農業協同組合	"	5 12. 2	"
"	"	5 .12.27	住民立会	
"	"	6 9 5	確約書	
住 民	"	S 52.12.28	町立会	
"	"	53 8 10		
"	"	55. 3 .25	覚 書	
"	"	60. 3 6	"	
"	(有)東和資料	廃 品 処 理 業 産	58 2 23	町立会
"	東伯町農業協同組合	畜 産	58 12 15	覚 書
"	"	"	58 12 16	"
"	"	"	58.12.25	"
"	"	"	60. 1 8	"
"	"	"	60. 1 9	"
"	"	"	60. 1 .14	"
"	"	"	60. 1 .25	"
"	"	"	60. 2 12	"
"	"	"	60. 3 1	"
"	"	"	60. 3 . 3	"
"	"	"	60 3 4	"

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考	
市町村等	締 結 企 業 (工 場) 等				
東 伯 町 住 民	東伯町農業協同組合	畜 産	S 60 3 5	覚 書	
	川本有希子	〃	60. 9 .30		
	〃 東伯町農業協同組合	〃	63.12.20		
	〃 三浦幹雄	〃	H元. 8 .31		
	〃 東伯町農業協同組合	〃	4 4 .10		覚 書
	〃 〃	〃	5 .11.23		〃
	〃 〃	〃	5 .11.27		〃
	〃 〃	〃	5 .11.28		〃
	〃 〃	〃	5 .12.27		〃
		産業廃棄物処理業	6 .11. 8	〃	
名 和 町 住 民	山陰畜産(株)	畜 産	S 48.12.14		
	山陰畜産(株)	〃	58 3 15		
	(株)鳥取県食肉センター	畜 産 加 工	57. 7 .30		
	〃	〃	59. 9 .25		
	鳥取県経済農業協同組合連合会	畜 産	58.10.17		
	〃	〃	H 4 7 .28		
	(株)中部芝	ゴ ル フ 練 習 場	3 4 . 5		住民立会
	ファミリー(株)	健 康 器 具 製 造	4 9 .25		住 民
	日本海開発(有)	産 業 廃 棄 物 処 理 業	4 10.12		
	〃	〃	6 .11.21		米子保健所長
	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	6 11.29		住民立会
	枝谷純拓	〃	S 50.10.11		
	〃 名和食鶏(有)	〃	54 10 24		町立会
	〃 キマチ医院	医 療	58. 5 .19		〃
〃 (有)山水園	畜 産	51. 5 .10	〃		
〃 山陰畜産(株)	農 業 資 材	49. 6 .10			
〃 レッキス工業(株)	機 械 製 造 業	H 8 . 5 .16			
中 山 町	(株)中部芝	農 業 資 材	H 3 . 4 5		
大 山 町	(株)近畿北コン	生 コ ン プ ャ ン ト	S 48 1 31	住民立会	
	(株)片木アルミニウム製作所	非 鉄 金 属 製 品	60 10 17		
	山陰養殖漁業組合	養 殖	62. 4 .21		
	山陽(株)	金 属 製 品	H 3 . 4 .29		住民立会
西 伯 町	江崎グリコ(株)	食 料 品 製 造	S 49 11 20	覚書 覚書(県立会)	
	嶋田プレシジョン(株)	プ ラ ス テ ィ ッ ク 加 工	59.12.22		
	エヌオウケイメグラスティック(株)	自 動 車 部 品 製 造 業	H元. 7 .28		
	エレテック鳥取(株)	電 子 部 品 製 造 業	2 . 6 . 1		
	(株)タナカ	土 砂 採 取 業	8 3 .25		

締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村等	締結企業(工場)等			
淀江町	朝日住建	ゴルフ場	S 63. 8. 26	
	大勇自動車	車輻整備	50. 5. 15	
	山根 巖	病院	53. 12. 25	
	山本金属工業(株)	電気製品製造	48. 12. 28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	食料品製造	53. 8. 17	
	(株)ツカサ製作所	電気製品製造	50. 12. 28	
	鳥取ダイハツ販売(株)	自動車販売	H元. 10. 3	町立会
	環境プラント工業(株)	最終処分場	4 5. 21	〃
	社会福祉法人養寿会	食品製造	8 4. 30	
	住民	環境プラント工業(株)	最終処分場	S 63. 9. 26
〃	米子精工(株)	機械加工	51. 2. 13	〃
〃	山陰食鶏農業協同組合	畜産	50. 2. 13	〃
〃	〃	〃	59. 8. 17	〃
〃	(協)大協組	土石	49. 10. 21	〃
〃	ューキング	パチンコ店	58. 6. 23	〃
会見町	栗村製作所	機械器具製造	S 49. 5. 15	
	西部製砂協同組合	土石	56. 6. 29	県立会
	(株)三徳開発	最終処分場	H 2 6 4	住民立会
	丸福石油(株)	〃	4 4. 21	〃
	アルバトロス株式会社	産廃最終処分場	5. 11. 15	地元区長立会
岸本町	丸福石油(株)	最終処分場	H 3. 10. 31	住民(小野区)
	大山グリーン開発(株)	ゴルフ場	4 4. 17	
	グリーンパーク大山(株)	〃	4. 10. 1	住民(小野区)
	アルバトロス(株)	最終処分場	5. 11. 17	〃
	〃	〃	6. 6. 7	〃
	鳥取県西部広域行政管理組合	不燃物処理・再生・再利用	7. 1. 9	
日吉津村	王子製紙(株)	パルプ・紙製品	H 6 1. 24	
日野町	矢崎部品(株)	電気製品	S 51. 6 1	
	慶南産業(株)	碎石採取	58. 9. 30	住民立会
	落合建材	真砂土採取	62 1 26	
日南町	セントラル日清ファーム(株)	畜産	S 49. 10. 2	住民立会
	大阪YMCA	キャンプ場	55. 9. 30	覚書
	日南碎石(有)	土石	58. 12. 1	
	生山礦業(株)	〃	57. 2 2	
	生山礦業(株)	〃	60 3 5	
	山陰食鶏農協・三吉食鶏組合	養鶏	60 7 1	覚書(含む住民)
	(株)日南フーズ	製 造 業	H元. 6. 28	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締 結 企 業 (工 場) 等			
日南町	生山礦業(株)	山 林 開 発	元.10.20	住民立会
住 民	山陰食鶏農協	養 鶏	S63.11.9	覚書(町立会)
"	"	"	H元.10.26	"
"	日南町	ゴミ焼却処理施設	元.3.29	覚書
溝口町	(株)大協組	真砂土採取	S56.3.4	
"	大橋産業(有)	"	58.7.5	住民立会
"	美保土建(株)	"	63.7.19	
"	丸福石油(株)	"	63.9.27	住民立会
"	(株)大山アークカントリークラブ	ゴルフ場	H元.3.22	"
"	大山グリーン開発(株)	"	3.12.3	"
(組合)	創価学会	研 修 所	6.7.28	"
	愛知三菱自動車販売(株)	乗 場 施 設	4.2.27	"

資料6 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日環境庁告示第25号制定
 昭和48年5月16日環境庁告示第35号一部改正
 昭和53年7月11日環境庁告示第38号一部改正
 昭和56年6月17日環境庁告示第47号一部改正
 平成8年10月25日環境庁告示第73号一部改正

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は、電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10um以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう				

資料7 大気汚染原因物質の経年変化

(1) 二酸化いおうの経年変化

測定局	項 目	平 成 3 年 度	平 成 4 年 度	平 成 5 年 度	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度
衛 生 研 究 所	測 定 時 間 (時間)	6,539	8,724	8,727	8,703	8,725	8,663
	年 平 均 値 (ppm)	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.041	0.040	0.034	0.051	0.043	0.032
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.014	0.014	0.011	0.012	0.015	0.012
米 子 保 健 所	測 定 時 間 (時間)	8,517	7,286	8,091	8,728	8,648	8,336
	年 平 均 値 (ppm)	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.038	0.040	0.051	0.050	0.074	0.033
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.011	0.012	0.015	0.011	0.016	0.009
倉 吉 保 健 所	測 定 時 間 (時間)		8,679	8,475	8,691	8,698	8,541
	年 平 均 値 (ppm)		0.003	0.003	0.003	0.003	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)		0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)		0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)		0.056	0.037	0.085	0.038	0.027
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)		0.014	0.009	0.009	0.011	0.010

(2) ア 一酸化炭素の経年変化（一般環境大気測定局）

測定局	項 目	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度
衛生 研 究 所	測 定 時 間 (時間)	6,656	8,683	8,583	8,627	8,587	7,008
	年 平 均 値 (ppm)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
	8時間値が20ppmを超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	8 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	1.2	1.3	1.8	1.9	1.8	3.0
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.9	0.9	0.9	1.2	1.5	1.8
米 子 保 健 所	測 定 時 間 (時間)	7,694	7,796	8,538	8,679	8,612	8,429
	年 平 均 値 (ppm)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
	8時間値が20ppmを超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	8 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	1.7	1.6	1.3	1.5	1.2	1.4
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	1.3	1.0	0.9	1.0	0.9	0.7
倉 吉 保 健 所	測 定 時 間 (時間)		8,671	8,626	8,709	8,678	8,653
	年 平 均 値 (ppm)		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	8時間値が20ppmを超えた回数 (回)		0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)		0	0	0	0	0
	8 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)		1.2	1.0	1.0	1.0	1.7
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)		0.8	0.6	0.8	0.7	0.9

(注) 丸山交差点、米子市公会堂前測定局については、年間測定時間が6,000時間以下であるため参考値とする。

イ 一酸化炭素の経年変化（自動車排出ガス測定局）

測定局	項 目	平 成 3 年 度	平 成 4 年 度	平 成 5 年 度	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度
※ 栄 町 交 差 点	測 定 時 間 (時間)	288	288	240	8,705	8,585	8,706
	年 平 均 値 (ppm)	2.4	1.4	1.2	0.9	0.9	0.8
	8時間値が20ppmを超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	8 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	4.4	2.9	2.1	4.5	2.6	2.2
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	3.5	2.3	1.8	2.8	1.7	1.6
丸 山 交 差 点	測 定 時 間 (時間)	288	288	264	240	240	216
	年 平 均 値 (ppm)	1.4	1.0	1.4	1.1	2.3	2.2
	8時間値が20ppmを超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	8 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	2.6	2.3	2.7	2.8	4.3	4.2
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	2.0	1.6	1.9	2.5	3.9	3.9
米 子 市 公 会 堂 前	測 定 時 間 (時間)	288	288	240	264	240	216
	年 平 均 値 (ppm)	1.2	1.9	1.7	1.6	1.5	1.3
	8時間値が20ppmを超えた回数 (回)	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	8 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	2.7	3.5	3.3	3.1	3.5	2.3
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	2.1	2.7	2.2	2.5	2.5	1.9

※ 栄町交差点は鳥取県物産観光センターから移設（平成6年4月）

(3) 浮遊粒子状物質の経年変化

測定局	項目	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度
衛生 研究 所	測定時間 (時間)	4,530	8,717	8,715	8,725	8,740	8,706
	年平均値 (mg/m ³)	0.022	0.024	0.023	0.025	0.022	0.024
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	5
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0.1
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.139	0.165	0.141	0.155	0.200	0.276
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.068	0.083	0.071	0.071	0.090	0.068
米 子 保 健 所	測定時間 (時間)	7,862	8,064	8,345	8,520	7,937	8,435
	年平均値 (mg/m ³)	0.025	0.026	0.025	0.024	0.025	0.023
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	0	1	1	4	21	1
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1	1	1	0	3	0
	1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.173	0.407	0.229	0.286	0.456	0.227
	日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.102	0.095	0.105	0.093	0.156	0.063
倉 吉 保 健 所	測定時間 (時間)		8,745	8,741	8,757	8,777	8,744
	年平均値 (mg/m ³)		0.022	0.021	0.023	0.022	0.024
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)		0	1	1	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)		1	0	1	0	0
	1時間値の最高値 (mg/m ³)		0.162	0.269	0.465	0.146	0.125
	日平均値の最高値 (mg/m ³)		0.111	0.069	0.110	0.072	0.072

(4) ア 二酸化窒素の経年変化（一般環境大気測定局）

測定局	項 目	平 成 3 年度	平 成 4 年度	平 成 5 年度	平 成 6 年度	平 成 7 年度	平 成 8 年度
衛生 研 究 所	測 定 時 間 (時間)	6,697	8,731	8,522	8,616	8,613	8,725
	年 平 均 値 (ppm)	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.047	0.052	0.046	0.070	0.051	0.051
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.022	0.025	0.023	0.027	0.021	0.022
米 子 保 健 所	測 定 時 間 (時間)	7,889	8,085	8,732	8,701	8,579	8,481
	年 平 均 値 (ppm)	0.011	0.011	0.012	0.012	0.012	0.012
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.070	0.054	0.052	0.063	0.059	0.059
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.031	0.024	0.026	0.032	0.027	0.029
倉 吉 保 健 所	測 定 時 間 (時間)		8,706	8,151	8,710	8,729	8,629
	年 平 均 値 (ppm)		0.006	0.006	0.006	0.007	0.006
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)		0.043	0.048	0.115	0.089	0.039
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)		0.021	0.015	0.018	0.017	0.019

イ 二酸化窒素の経年変化（自動車排出ガス測定局）

測定局	項 目	平 成 6 年度	平 成 7 年度	平 成 8 年度
栄 町 交 差 点	測 定 時 間 (時間)	8,715	8,765	8,750
	年 平 均 値 (ppm)	0.022	0.020	0.020
	日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0
	1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	0.081	0.065	0.094
	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	0.038	0.038	0.046

(5) 光化学オキシダントの経年変化

測定局	項 目	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	
衛生 研 究 所	昼間測定日数 (日)	279	346	339	358	366	365	
	昼間測定時間 (時間)	4,047	5,089	4,944	5,242	5,399	5,425	
	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数	(日)	44	91	53	117	57	87
		(時間)	215	547	302	783	276	550
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.094	0.104	0.089	0.099	0.106	0.104	
	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)	0.050	0.053	0.048	0.055	0.050	0.053	
米 子 保 健 所	昼間測定日数 (日)	331	335	357	357	365	356	
	昼間測定時間 (時間)	4,870	4,908	5,242	5,113	5,369	5,271	
	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数	(日)	16	9	11	8	3	2
		(時間)	50	39	59	24	9	10
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.078	0.092	0.104	0.077	0.068	0.078	
	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)	0.040	0.036	0.036	0.035	0.030	0.029	
倉 吉 保 健 所	昼間測定日数 (日)		362	365	347	366	363	
	昼間測定時間 (時間)		5,292	5,373	5,175	5,422	5,345	
	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数	(日)		53	63	47	59	62
		(時間)		329	379	275	358	337
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数 (時間)		0	0	0	0	0	
	昼間の1時間値の最高値 (ppm)		0.092	0.112	0.093	0.114	0.096	
	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)		0.047	0.049	0.046	0.050	0.050	

(6) 非メタン炭化水素の経年変化

測定局	項 目	6～9時における年平均値 (ppmC)					
		平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度
衛生 研 究 所	測定時間 (時間)	5,743	7,910	8,008	7,449	7,911	6,725
	年平均値 (ppmC)	0.23	0.16	0.16	0.20	0.16	0.14
	6～9時における年平均値 (ppmC)	0.23	0.17	0.18	0.20	0.16	0.15
	6～9時測定日数 (日)	250	349	365	338	358	300
	6～9時3時間平均値の最高値 (ppmC)	0.65	1.01	0.78	0.94	0.40	0.36
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数 (日)	139	106	101	115	91	49
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)	43	17	37	46	10	1

資料8 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づく、「騒音に係る環境基準」については、昭和46年5月25日付け閣議決定により騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）として定められている。（表91）

本県における環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定状況は表94のとおりである。

表1 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間	
AA	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	35デシベル(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	
B	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	

- (注) 1. AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静穏を要する地域とすること。
2. Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
3. Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
- ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）についてはその環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

表2 地域の類型をあてはめる地域および時間の区分

(平成2年12月11日県告示第961号)

地域の類型	地 域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第3項までに規定する第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第4項から第7項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

時間の区分	時 間
朝	午前6時から午前8時まで
昼 間	午前8時から午後7時まで
夕	午後7時から午後10時まで
夜 間	午後10時から翌日の午前6時まで

表3 一般的な騒音レベル

難 聴 惹 起	会話 了解の低下 作業 能率の低下	心理的 反応 (不快感)	デシベル	状 況
			140	極度の聴力障害
			130	最大可聴限界
			120	飛行機のエンジンの近く
			110	自動車のクックション、船の機関室内
			100	高速列車の近傍
			90	組立工場、やかましい地下鉄
			80	交通のはげしい交差点
			70	電話のベル（1m）
			60	会話（1m）、一般の事務室内
			50	普通の事務室、静かな住宅地
			40	静かな図書館
			30	深夜、フジオ・テレビ放送のスタジオ内
			20	人のささやき
10	木の葉の音			
0				

資料9 道路交通振動の経年変化

測定地点	所在地	道路が有する車線数	平成4年度～平成8年度の年度変化(平均値)										
			道路交通振動 [80%レンジ上端値(デシベル)]					総車両通過台数(大型車) (台/10分間)					
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
鳥取市	鳥取駅前	永楽温泉町	2車線をこえる	48	43	40	44	40	170(14)	173(15)	164(13)	160(14)	155(14)
	鳥取県物産観光センター	末広温泉町	2車線をこえる	50	51	49	50	45	200(12)	192(18)	201(12)	187(12)	199(12)
	県庁前	東町	2車線をこえる	44	43	44	44	41	141(13)	161(15)	118(12)	141(12)	140(12)
	大村薬局前	片原	2車線	43	44	42	44	40	145(3)	154(8)	150(6)	156(4)	155(5)
	鳥取警察署附近(漁連会館)	青葉町	2車線	41	42	46	47	43	315(20)	314(27)	271(16)	313(18)	273(20)
	面谷外科附近	吉方町	2車線をこえる	46	47	50	50	48	188(13)	213(20)	190(14)	213(16)	201(17)
米子市	米子駅前	明治町	2車線をこえる	47	53	52	52	52	154(21)	166(22)	149(25)	151(17)	147(17)
	中国電力前	加茂町	2車線をこえる	50	51	47	51	51	227(22)	277(29)	255(23)	275(24)	274(32)
	米子市公会堂	角盤町	2車線をこえる	49	46	46	44	44	328(26)	354(24)	342(26)	352(25)	352(25)
	消防署附近(理容センス前)	富士見町	2車線をこえる	42	43	36	45	45	260(10)	261(17)	259(21)	263(15)	254(18)
	鳥取銀行米子支店前	西福原	2車線をこえる	48	48	40	49	48	383(15)	380(25)	407(28)	410(20)	360(20)
	山陰ナショナル製品販売前	米原	2車線をこえる	44	40	35	44	42	361(21)	347(21)	351(26)	331(23)	336(25)
倉吉市	旧打吹駅前	明治町	2車線	44	42	48	47	46	92(6)	91(6)	104(7)	89(5)	112(10)
	倉吉駅前通り	上井	2車線をこえる	47	47	49	49	50	190(11)	186(10)	164(11)	202(11)	202(17)
	宮川町ロータリー	宮川町	2車線をこえる	44	45	44	59	50	217(8)	206(9)	224(11)	208(9)	216(10)
境港市	鳥取銀行境港支店前	上道町	2車線	45	43	37	44	42	87(13)	79(5)	85(9)	81(5)	79(5)
	境公民館前	湊町	2車線	47	45	35	47	48	105(10)	92(5)	96(8)	91(3)	94(7)
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	2車線	37	34	25	36	35	72(7)	72(6)	63(5)	78(3)	86(6)
郡家	郡家保健所前	郡家	2車線	34	24	38	36	37	115(9)	127(9)	120(9)	136(11)	138(11)
河原町	河原町役場入口附近	渡一木	2車線	44	34	44	45	37	159(32)	165(33)	174(39)	170(36)	194(34)
田後	田後バス停附近	田後	2車線	39	41	44	43	43	136(9)	138(12)	116(10)	149(14)	151(13)
三朝	三朝町役場	三朝	2車線	33	39	39	50	43	91(4)	105(10)	111(10)	107(5)	95(8)
根雨	根雨保健所前	根雨	2車線	33	34	31	25	37	101(30)	91(24)	84(26)	79(19)	82(24)

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定

三朝町は平成3年度から実施

資料10 平成7年度常時監視測定結果の他県との比較

1 概 要

平成7年度に中国5県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表1～表5のとおりである。

注1 各表中数値は、平成7年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編平成8年12月から抜粋。

注2 局数について、下段（ ）内は設置市町村の数。

注3 複数局ある場合は、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

2 各物質の比較

表1～表5のとおり。

表1 二酸化いおうの比較

都 道 府 局 数	区 分 局 数	年平均値	1時間値が0.1 ppmを超えた時 間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外値
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥 取	3 (3)	0.003	0	0	0	0	0.038	0.006
		0.005					0.074	0.010
島 根	2 (2)	0.004	0	0	0	0	0.019	0.007
		0.005					0.048	0.010
岡 山	56 (15)	0.002	0	0	0	0	0.022	0.005
		0.011	1	0.0			0.126	0.028
広 島	42 (19)	0.003	0	0	0	0	0.021	0.007
		0.009					0.089	0.018
山 口	38 (13)	0.003	0	0	0	0	0.020	0.005
		0.008	4	0.0			0.229	0.022

表2 一酸化炭素の比較

都道府県	局数	区分		8時間値が20 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
		年平均値	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	0.3 } 0.5	0	0	0	0	1.9 } 3.1	0.5 } 1.2	
島根	1 (国設)	0.3	0	0	0	0	1.6	0.5	
岡山	1 (国設)	0.6	0	0	0	0	4.0	1.4	
広島	1 (国設)	0.3	0	0	0	0	1.2	0.5	
山口	4 (3)	0.5 } 0.8	0	0	0	0	3.4 } 5.8	1.0 } 1.4	

表3 浮遊粒子状物質の比較

都道府県	局数	区分		1時間値が0.20 mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
		年平均値	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)
鳥取	3 (3)	0.022 } 0.025	0 } 21	0 } 0.3	0 } 3	0 } 0.9	0.146 } 0.456	0.053 } 0.066	
島根	2 (2)	0.021 } 0.025	0	0	0	0	0.139 } 0.160	0.056	
岡山	50 (15)	0.025 } 0.052	0 } 61	0 } 0.7	0 } 18	0 } 4.9	0.161 } 0.498	0.062 } 0.121	
広島	37 (18)	0.025 } 0.047	0 } 26	0 } 0.3	0 } 12	0 } 3.3	0.124 } 0.458	0.054 } 0.107	
山口	38 (13)	0.020 } 0.038	0 } 33	0 } 0.4	0 } 4	0 } 1.1	0.121 } 0.490	0.044 } 0.093	

表4 窒素酸化物の比較

区分 都道府県局数		一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				
		年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	日平均値が0.06 ppmを超えた日 数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	NO ₂
						(ppm)	(ppm)						(ppm)
鳥取	3 (3)	0.002	0.068	0.006	0.007			0.051	0.012	0.009	0.091	0.016	71.1
		}	}	}	}	0	0	}	}	}	}	}	}
鳥根	2 (2)	0.005	0.122	0.016	0.012			0.089	0.023	0.017	0.180	0.034	76.2
		0.002	0.036	0.006	0.004	0	0	0.033	0.012	0.006	0.052	0.016	67.7
岡山	46 (15)	0.003	0.074		0.005			0.070		0.008	0.111	0.017	69.9
		0.005	0.072	0.017	0.011	0	0	0.055	0.022	0.016	0.109	0.045	36.8
広島	43 (19)	0.032	0.373	0.119	0.025			0.127	0.047	0.055	0.411	0.155	71.6
		0.002	0.030	0.005	0.007	0	0	0.043	0.020	0.008	0.063	0.023	35.0
山口	27 (13)	0.030	0.362	0.084	0.025			0.102	0.046	0.049	0.418	0.113	80.4
		0.004	0.074	0.011	0.009	1	0	0.046	0.017	0.015	0.113	0.043	52.7
		0.020	0.375	0.075	0.024			0.123	0.046	0.042	0.462	0.111	74.7

(注) ザルツマン係数0.84の吸光光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県	局数	区分		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		昼間測定日数	昼間測定時間	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	3 (3)	365	5,369	3	9	0	0	0.068	0.030
		366	5,422	59	358			0.114	0.050
島根	2 (2)	365	5,380	63	377	1	1	0.102	0.045
		366	5,428	96	621			0.122	0.048
岡山	39 (14)	333	4,867	28	72	0	0	0.085	0.034
		366	5,439	110	456	4	9	0.157	0.053
広島	32 (16)	260	3,792	22	64	0	0	0.088	0.036
		366	5,375	118	634	2	5	0.136	0.054
山口	19 (13)	354	4,917	6	18	0	0	0.066	0.033
		366	5,402	91	436			0.108	0.047